

○次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業県内第1号決定！！○

福井労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として、平成19年5月8日、国立大学法人福井大学を認定しました。

県内では認定第1号であることから、5月17日に、福井労働局局長室において「認定マーク交付式」を行いました。

国立大学法人福井大学の主な取組は以下のとおりです。

◇国立大学法人福井大学の取組内容(平成19年5月認定)

所在地：福井市

業種：教育、学習支援業

労働者数：1,971人(認定申請時)

以下の①～⑥の取組により認定を行った。

行動計画期間：平成17年4月1日～平成19年4月1日

- ① 育児休業の取得促進に関する措置として、男性職員は計画期間内に1名以上取得、女性職員は休業取得率80%以上という目標を設定。達成に向けて育児休業期間中の代替要員の確保等、休業の取得しやすい職場環境の整備に努めた。
- ② 小学校就学前までの子どもを養育する職員に対して、早出遅出勤務を導入した。
- ③ 保育施設設置等に関するワーキング・グループを立ち上げ、職員のニーズ、所要経費の調査を行った。
- ④ 所定外労働削減の措置の観点から、事務系職員を対象としたノー残業デーを週1日設定した。また、契約職員・パート職員への夏季休暇の適用拡大を図るため試行を実施した。さらに全職員を対象に夏季休暇等に併せた年次有給休暇の計画的取得促進を行った。
- ⑤ 雇用環境整備以外の取組として、「福井大学一日遊学」に小学生以上の児童・生徒が参加できる企画を多数設定する等、地域貢献活動にも積極的に取り組んでいる。
- ⑥ なお、平成17年4月1日より、男性の育児参加を促進するための措置として、出産予定日の6週間前から産後8週間までの期間において取得できる特別休暇制度（5日間（有給））を導入している。